



「2.44ヶ月分を12月23日支払い…」「組合ベースで…」 年末手当(第4回)交渉で当局側“最終”提案(12月21時50分)

この間、動労千葉は「仲裁完全実施、年末手当早期支払」を軸に精力的に対当局交渉を行ってきた。12月12日21時50分よりの「82年度年末手当オ四回交渉」において、当局は「最終提案である」として、次のような内容の提案(別掲)を行ってきた。

極めて不当な提案！・自民党の言いなりで、手当大中削減の攻撃！

しかし、この提案は、①前年対比〇〇六削減の「二・四四ヶ月」としてのこと、②旧ベース支払いとなつてること、の2点において極めて不当なものである。

しかも、当局・太田労政はこの間「合理化」「転場規律」強行に当って「賃金は保証する」と広言し「つばめ」などでも明らかにしてきた経緯をも無視し、自民党の言いなりであり、理不尽極まりないものである。

動労千葉は以上の問題点について当局を厳しく追及し、あくまで「組合要求による支払い」を要求して対立した。

動労千葉、この不当提案に対決。12月22時10分交渉一旦打ち切り。

しかし、他労組の動向もあり当局の対応は硬直しており、動労千葉は、「〇・〇六削減、および旧ベースによる支払いは理不尽そのものであり、「転場規律」云々に当って当局が「賃金は保証する」と明言してきた経緯からも、極めて不当である。強く抗議する旨を通告し、22時10分、一旦交渉を打ち切った。

資料【当局提案】(12月21時50分)

[A] 1982年度の年末手当の支払について

1. 年末手当を次により支払う。
 - (1) 支払い範囲……1982年12月23日現在転員。
 - (2) 支払い額……基準内賃金(婚姻加算を除)の2.44ヶ月分。
 - (3) 支払い日……1982年12月23日以降準備でき次第。
 - (4) その他の取扱い……従来と同様。
2. 期末手当の支払方法については、引き続き協議する。(附属了解事項)

[B] 準転員に対する1982年度の年末手当の支払について

1. 支払範囲……1982年12月23日現在準転員。
2. 支払額……(1) 1982年9月30日以前に雇用された者
基準内賃金(婚姻加算を除)の2.44ヶ月分×0.6
(2) 1982年10月1日以降に雇用された者
基準内賃金(婚姻加算を除)の2.44ヶ月分×0.3
3. 支払日……1982年12月23日以降準備でき次第。

[C] 臨時雇用員の年末一時金について

1. 支払い範囲……1982年12月23日現在雇用中の臨時雇用員で、転員について定められている勤務時間以上勤務した日が1箇月に20日以上(18日以上で月平均20日以上となる場合を含む)あり、その月数が次項各号の一に該当する者。
2. 支払額……(1) 繼続3ヶ月以上の者……45,000円
(2) " 6ヶ月以上の者又は過去1年内に、断続9ヶ月以上の者……90,000円
(3) 繼続3年以上的者……153,000円
(4) " 5年" ……207,000円
(5) " 7年" ……252,000円
3. 支払日……1982年12月23日以降準備でき次第。

[D] 1982年度の新賃金に廻する仲裁決定実施に伴う基準内賃金の増加額は、1982年度の夏季手当及び年末手当の計算の基礎としない。なお、この取扱いは準転員についても同様とする。



82.12.13
No. 1218

国鉄千葉動力車労働組合

千葉市要町二一八(動力車会館)
(鉄電)二九三五六・(公衆)二二七二〇七